

「郡山市立公民館の免除基準見直し（案）」について

2026年8月5日/18日
教育総務部生涯学習課

1 公民館

公民館は、社会教育法に基づき、住民のために实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に市町村が設置

2 公民館の事業

- ・定期講座や講習会等の実施
- ・図書や地域の記録を備え利用を図る
- ・体育、レクリエーション等の集会の開催
- ・施設を住民の集会その他の公共的利用に供する（貸館）

3 郡山市の公民館

- ・中央公民館 1館
- ・地区公民館 14館（各行政センター管内に設置）
- ・地域公民館 26館（各小学校区に設置）
- ・分館 51館
- ・分室 7館



4 免除基準

郡山市公民館条例及び同条例施行規則に基づき、免除基準を設け運用

区 分	現 行	見直し（案）
一般団体	有料（免除なし）	有料（免除なし）
国・県の機関、学校法人など	50％免除	50％免除
サークル活動、交流・学習活動団体（社会教育団体）	100％免除	50％免除
公益的活動団体（町内会、地区社会福祉協議会、地区保健委員会など）	100％免除	75％免除



公共施設の

使用料減免を見直します

来年4月1日使用分から変更予定

令和9年4月1日から、公民館など各公共施設の使用料が変わります。
併せて、**使用料の減免制度の適正化に向けた見直しを予定**しています。
公平性を確保し、今後も必要な公共施設を維持していくため、ご理解とご協力をお願いいたします。

現状の課題

- ▲ 維持管理コストの増
- ▲ 減免分を市税等で負担
→ 利用者と未利用者の公平性に欠ける
- ▲ 全額免除：キャンセル料なし
→ 安易な予約取消
→ 他の利用者の利用機会の損失

見直しの基本原則

- ① 利用者負担**
施設利用の対価＝利用者負担
- ② 一部減免の設定**
減免の必要性等により一部減免
- ③ 全額免除の対象を限定**
市主催・共催などに限定

ご質問やご意見は
市ウェブサイトへ



見直し案

現行の全額免除団体

冷暖房費のみ
(使用料の20%負担)

見直し後

令和9年度から原則冷暖房費を使用料に含むため、使用料×減免割合で設定

1 サークル活動、交流・学習活動団体

50%
減免

卓球クラブ、麻雀クラブ、詩吟会、
合唱団、ヨガクラブ、自主学习グループ、
保護者会 など

会員同士の活動を目的とする団体です。
現行の公民館免除団体の大半が該当

貸出室	新料金 午前/午後/夜間	減免後
会議室	900円	450円
第1和室	300円	150円
集会室	1,600円	800円

2 地域のための公益的活動を行う団体

75%
減免

町内会、子ども会、スポーツ少年団、
地区社会福祉協議会、地区保健委員会、
ボランティア活動団体 など

継続的な公益的活動に配慮し、
最小限の維持管理に係る一部負担を設定します。

貸出室	新料金 午前/午後/夜間	減免後
会議室	900円	220円
第1和室	300円	70円
集会室	1,600円	400円

みんなで支えあい、必要な施設を未来へつなぐ



利用と負担の
適正化

公平な利用ルールと適切な負担で
持続可能な行財政運営を目指します



郡山市教育委員会生涯学習課

電話 024-924-2441

メール syougai-gakusyuu@city.koriyama.lg.jp